

## 2023-2024 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 コミュニケーション・マルチメディア産業」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

標題研修は、マレーシアから研修員として日本に招いたマレーシア政府関係者（5G 関連施策策定・推進の中核を担う人材）を対象に、日本における 5G の関連政策や 5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り組みについて理解を深め、5G 普及にかかる自国課題について整理することを目的として実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社富士通ラーニングメディア（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、日本を代表する Sier（システムインテグレーター）である富士通グループの研修機関ですが、富士通グループは、1935 年に通信機器メーカーとして創業後、日本のみならず世界各国における技術革新をリードしてきた企業であり、日本においてはローカル 5G ソリューションの提供等の実績も有しています。また、特定者は、本研修にて主に扱う 5G に関する英語での自社研修コースを有しているほか、これまでの技術革新の歩みや現在の 5G 時代におけるデジタル社会を展示した「富士通テクノロジーホール」を川崎市に有しており、本研修においても当該施設への訪問が期待されています。加えて、特定者は JICA 課題別研修「ICT 実践力強化のためのコア人材育成」（2020 年～2022 年）を受注しており、過去の類似 JICA 研修事業の経験を踏まえた、効率的・効果的な研修実施が可能なほぼ唯一の機関であるといえます。

このことから、特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2024 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 コミュニケーション・マルチメディア産業」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 8 月 2 日～2023 年 8 月 10 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 6 月下旬～2023 年 10 月下旬（予定）  
※2024 年度の実施時期は受託者とも調整の上で決定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。  
※2023 年度及び 2024 年度は来日研修を想定していますが、新型コロナウイルス

ルス感染症（COVID-19）等の諸所の状況によっては、オンライン研修とする可能性があります。

## 2 応募資格

### （1） 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
  - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
  - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
  - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2023 年度案件を第 1 回目として受託し、2024 年度まで計 2 回、本案件を受託可能であること。なお、2023 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者及び関係機関と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 3) 研修員への指導・助言に必要な 5G 関連分野の専門性を備えた人材を確保できること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出（様式 1・2）	提出期間	2023 年 4 月 21 日（金）17 時まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、「2. 応募要件」に求められる実績等を証明する資料（写し可） ※詳細は欄外参照のこと
	提出方法	郵送またはメール ※郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	通知日	2023 年 4 月 26 日（水）
	通知方法	郵送またはメール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	郵送またはメール ※郵送（配達記録の残るものに限る）の場合は、提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2023 年 5 月 1 日（月）
	回答発送日	2023 年 5 月 8 日（月）
	回答方法	郵送またはメール

(4) 提出場所・ メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課 (担当：有働) 電話：03-3485-7652 メールアドレス： <a href="mailto:ticttee@jica.go.jp">ticttee@jica.go.jp</a>
----------------------	---

#### ※提出書類について

- 1) 参加意思確認書 (様式 1) 及びその添付書類 (法人概要、パンフレット 等)
- 2) 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書 (様式 2)

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記参加意思確認書 (様式1) のPDFデータを受領後1営業日以内に、機構担当者より、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト (ギガポッド) のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する (ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて機構担当者へ一報すること。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト (ギガポッド) が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に (土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで) 受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続

きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 契約書作成の要否：要
- (12) 共同企業体の結成：認めません。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (14) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこと  
になります。

以 上

2023-2024 年度マレーシア国別 「LEP2.0 コミュニケーション・  
マルチメディア産業」 研修委託契約業務概要

以下の記載は、研修実施時期以外は、2023 年度、2024 年度双方にかかるものである

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：「LEP2.0 コミュニケーション・マルチメディア産業」
- (2) 技術研修期間（2023 年度予定）：  
2023 年 8 月 2 日（水）来日 ～ 2023 年 8 月 10 日（木）帰国（来日研修）  
※2024 年度は受託者と相談の上で時期を決定、期間は 2023 年度と同程度
- (3) 研修員（予定）：
  - 1) 定員： 10 人程度
  - 2) 研修対象国： マレーシア
  - 3) 研修対象組織・対象者： マレーシア政府関係機関（情報通信省等）において 5G 関連施策策定・推進の中核を担う人材
- (4) 研修使用言語： 英語
- (5) 研修の背景・目的：

マレーシアでは、マレーシアデジタルエコノミーに関する 10 カ年計画（2021 年）を定めており、同目標を達成するための前提として、5G の普及が設定されている。また、5G 導入にかかり、周波数監理やセキュリティ対策、普及啓発等の促進に向けた政策策定や規制整備等の需要が高まっている状況である。

本研修は、マレーシアから研修員として日本に招いたマレーシア政府関係者（5G 関連施策策定・推進の中核を担う人材）を対象に、日本における 5G の関連政策や 5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り組みについて理解を深め、5G 普及にかかる自国課題について整理することを目的として実施するものである。
- (6) 研修の到達目標：
  - 1) 日本における 5G の関連政策が 5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り組みについて理解される。

- 2) 本邦における 5G 普及策が理解され、マレーシア国における、5G 普及に必要な課題が整理され、深堀される。

(7) 研修内容：

1) 主な研修項目

- ア. 日本における 5G の関連政策
- イ. 日本における 5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り組みについての紹介
- ウ. 日本における OpenRAN や周波数の割り当てに関する照会
- エ. マレーシア国における 5G 普及に必要な課題整理及び深堀のための意見交換
- オ. 各通信キャリアや機器ベンダーのショールーム及びラボ等の視察

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

- ア. 集合ブリーフィング  
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
- イ. ジェネラル・オリエンテーション（必要な場合のみ）  
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（2023 年度予定）：

2023 年 6 月下旬 ～ 2023 年 10 月下旬（事前準備・事後整理期間を含む）

※2024 年度契約履行期間は受託者と相談の上で決定

(2) 業務の概要及び範囲：

1) 研修実施全般に関する事項

- ① 研修日程・カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定含む）
- ④ 研修員選考への協力
- ⑤ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との確認・調整

- ⑦ プログラムオリエンテーションの実施・協力
- ⑧ 映像コンテンツの作成・調整（必要に応じ）
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握
- ⑩ 各種発表会の実施への協力
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑫ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会への出席
- ⑯ 講義、視察の評価

2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

3) 視察の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成・送付

4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

(3) 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期日までに）提出する。

**3. 留意事項**

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語⇔日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、

研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

2023年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役  
所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2023-2024年度マレーシア国別研修「LEP2.0コミュニケーション・マルチメディア産業」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

## 記

## 1 組織概要

※ 組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

## 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

提出日： 2023年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 殿

2023-2024年度マレーシア国別研修「LEP2.0コミュニケーション・マルチメディア産業」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に、記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名

役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれ

に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上